

名古屋市公報	令和 6年 3月 6日		第243号
	発行所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246	
	編集兼 発行人	名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長	

目次	ページ
条 例 ○ 名古屋市手数料条例の一部を改正する条例 (ス市・住民課) (第 1号)	4
規 則 ○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則 (住都・総務課) (第 5号) ○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第 6号)	6 8
告 示 ○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課) (第87号) ○ 指定居宅サービス事業者等の廃止 (健福・介護保険課) (第88号) ○ 景観協定への加入 (住都・ウォークブル・景観推進室) (第89号) ○ 名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業の事業計画の変更 (住都・緑都市整備事務所) (第90号) ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第91号) ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第92号) ○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第93号) ○ 事後調査計画書 (工事中) について (環境・地域環境対策課) (第94号) ○ 家賃算定に関わる利便性係数について (住都・住宅管理課) (第95号) ○ 名古屋都市計画用途地域の変更 (住都・都市計画課) (第96号) ○ 名古屋都市計画高度地区の変更 (住都・都市計画課) (第97号) ○ 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更 (住都・都市計画課) (第98号) ○ 名古屋都市計画地区計画の決定 (住都・都市計画課) (第99号) ○ 名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第 1の区域の指定 (住都・都市計画課) (第100号) ○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第101号) ○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に関する告示の一部改正 (財政・税制課) (第102号)	9 10 11 12 14 15 16 18 20 23 24 25 26 27 29 30

選 挙 管 理 委 員 会 規 程		
○ 名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の全部を改正する規程	(第 1号)	31
○ 名古屋市選挙管理委員会規程及び名古屋市選挙管理委員会情報あんしん規程の一部を改正する規程	(第 2号)	38
人 事 委 員 会 規 則		
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(第 1号)	40
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(第 2号)	42
上 下 水 道 局 告 示		
○ 名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定の一部改正	(第 4号)	43
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市下水道条例施行規程の一部改正	(第 5号)	44
交 通 局 管 理 規 程		
○ 名古屋鉄道株式会社における新駅開業等に伴う定期券の既納料金の還付及び還付に係る手数料の特例に関する規程	(第 3号)	46
○ 高速電車係員規程等の一部改正	(第 4号)	49
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告	(経済・地域商業課)	51
○ 令和 6年度名古屋市職員第 1類採用試験公告 (人事・任用課)		63
雑 報		
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	80

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市手数料条例の一部を改正する条例（第 1号）

1 改正内容

戸籍法（昭和22年法律第 224号）の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料等に関し、規定の整備等を行います。（第 2条及び第 7条関係）

2 施行期日

令和 6年 3月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 5号）

1 改正内容

市営住宅の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 6年 5月 1日から施行します。ただし、市営住宅の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から施行します。

○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第 6号）

1 改正内容

保険料等の減免について、規定の整備を行います。（附則関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 1 号

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市手数料条例（昭和26年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項第 7 号中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項中第25号を第27号とし、第12号から第24号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第11号中「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同号を同項第 13号とし、同項第10号中「証明書又は」を「証明書、」に改め、「事項の証明書」の次に「又は届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同項第12号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

- (10) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定によ

り同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

400 円

- (11) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

700 円

第 7 条中「第 2 条第 1 項第 22 号及び第 23 号」を「第 2 条第 1 項第 24 号及び第 25 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 5 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表城北荘の項中

「			を	「			に改
7 階建	昭和44年度	299		7 階建	昭和44年度	299	
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」
			」				」

「

北区名城二丁目・三丁目	高層	7 階建	令和 3 年度	6
	耐火	9 階建	平成30年度	6

に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 2月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 6号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

附則第 4条中「令和 6年 2月29日」を「令和 7年 2月28日」に改める。

附則第 5条中「令和 6年 3月」を「令和 7年 3月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第87号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項、第 42 条の 2 第 1 項、第 53 条第 1 項及び第 54 条の 2 第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 6 年 2 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社キート	ショートステイのぞみ星ヶ丘東	名古屋市名東区高間町 157 番地	令和 6 年 1 月 1 日	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
株式会社 光華の杜	エクセレント熱田	名古屋市熱田区二番二丁目 11 番 2 号ー 1	令和 6 年 1 月 1 日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社センチュリークリエティブ	グループホーム あみーご倶楽部 笠寺	名古屋市南区粕畠町二丁目 43 番地の 1	令和 6 年 1 月 1 日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第88号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項、第78条の 5第 2 項、第 115条の 5第 2 項及び第 115条の15第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 6 年 2 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
有限会社ハッピートクガワ	グループホームちから館とくがわ	名古屋市東区相生町16番地の 1	令和 5 年 12 月 31 日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社らく楽	ショートステイのぞみ星ヶ丘東	名古屋市名東区高間町 157 番地	令和 5 年 12 月 31 日	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人福誠会	特別養護老人ホーム守牧苑	名古屋市守山区守牧町 128 番地の 5	令和 6 年 2 月 9 日	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第89号

景観協定への加入

景観法（平成16年法律第110号）第87条第2項の規定により、次のとおり景観協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第83条第3項の規定により公告するとともに、景観協定を公衆の縦覧に供します。

令和6年2月27日

名古屋市長 河村 たかし

1 景観協定地区の名称

那古野一丁目地区景観協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市西区那古野一丁目2305番	令和6年2月13日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進室（名古屋市役所西庁舎4階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進室

名古屋市告示第90号

名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業の事業計画の変更

名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 9項の規定により、次のとおり公告します。

令和 6年 2月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施行者の名称

名古屋市

2 事業施行期間

（変更前）平成 5年 1月19日から平成36年 3月31日まで

（変更後）平成 5年 1月19日から令和11年 3月31日まで

3 施行地区

名古屋市緑区大高町字北鶴田及び字南鶴田の各全部

大高町字江明、字下熊瀬、字高見、字鶴田、字鳥戸、字町屋川及び字八幡
の各一部

4 土地区画整理事業の名称

名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業

5 事務所の所在地

名古屋市中区金山二丁目15番16号

6 事業計画の決定の年月日

平成 5年 1月19日

7 変更の年月日

令和 6年 2月27日

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第91号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 2月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区東築地町15番 4の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第92号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 2月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市南区大同町 2丁目30番の一部及び 3丁目 5番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第93号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 6年 2月28日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 5年11月 8日 5指令住開指第75号	名古屋市中川区富田町 大字千音寺字間渡里 2943番外 1筆	東京都練馬区石神井町二 丁目26番11号 一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美
令和 5年 4月14日 5指令住開指第 4号	名古屋市緑区鳴海町字 尾崎山43番 400外 6筆	名古屋市緑区篠の風三丁 目26番地 勝又義直
令和 5年11月10日 5指令住開指第77号	名古屋市港区小川一丁 目88番 2	名古屋市中川区西伏屋二 丁目1418番地エレンシア 201 原田拓弥 名古屋市中川区西伏屋二 丁目1418番地エレンシア 201 原田絵里子

令和 5年 2月 8日 4指令住開指第97号	名古屋市北区楠二丁目 809番外 2筆及び 810 番の一部	名古屋市北区名城三丁目 2番12号 社会福祉法人紫水会 理事長 三輪 誠
令和 3年11月 1日 3指令住開指第66号	名古屋市緑区大高町字 坊主山 2番 1外 5筆	名古屋市南区要町 4丁目 8番地の 1 小島文夫 名古屋市南区要町 4丁目 8番地の 3 小島一利

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第94号

事後調査計画書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第28条第1項の規定に基づき、事業者から大江川下流部公有水面埋立てに係る事後調査計画書（工事中）（以下「事後調査計画書」という。）の提出がありましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、事後調査計画書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和6年2月29日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 - (2) 名古屋港管理組合
名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 大村秀章
名古屋市港区港町1番11号
- 2 対象事業の名称及び種類
大江川下流部公有水面埋立て
公有水面の埋立て
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市港区大江町及び昭和町地先から南区宝生町及び大同町地内まで
- 4 事後調査計画書の提出年月日
令和6年2月19日（月）
- 5 事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所

- ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）
（名古屋市役所東庁舎 5 階）
- イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号
港区役所
- ウ 名古屋市南区前浜通 3 丁目10番地
南区役所
- エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

令和 6 年 2 月 29 日（木）から同年 3 月 14 日（木）まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課、港区役所及び南区役所
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで
- イ 環境学習センター
午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第95号

家賃算定に関わる利便性係数について

令和 6年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 3項（第44条第 4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項（第30条第 3項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

令和 6年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
城北荘	C棟	101号	0.9254	0.9430	0.9961	127,200円
		102号	0.9254	0.7984	0.9961	107,700円
		103号、 104号、 106号、 203号、 204号、 206号、 303号、 304号、 306号、 403号、 404号、 406号、 503号、 506号、 603号、 604号、	0.9254	0.6676	0.9961	89,800円

		606号、 703号、 704号及び 706 号				
		105号、 109号、 110号、 202号、 205号、 209号、 210号、 302号、 305号、 309号、 310号、 402号、 405号、 409号、 502号、 505号、 509号、 510号、 602号、 605号、 609号、 610号、 702号、 709号 及び 710号	0. 9254	0. 7984	0. 9961	107, 500円
		107号、 108号、 201号、 207号、 301号、 308号、 401号、 407号、 408号、 501号、 507号、 508号、 607号、 608号、 701号、 707号 及び 708号	0. 9254	0. 9507	0. 9961	127, 800円
		208号、 307号 及び 601号	0. 9254	0. 9507	0. 9961	126, 200円
		410号及び 705 号	0. 9254	0. 7984	0. 9961	106, 100円
		504号	0. 9254	0. 6676	0. 9961	88, 600円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第96号

名古屋都市計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画用途地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 6年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第97号

名古屋都市計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 6年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第98号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 6年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第99号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 6年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 徳重三丁目地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市緑区徳重三丁目の一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 100号

名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第 1の区域の指定

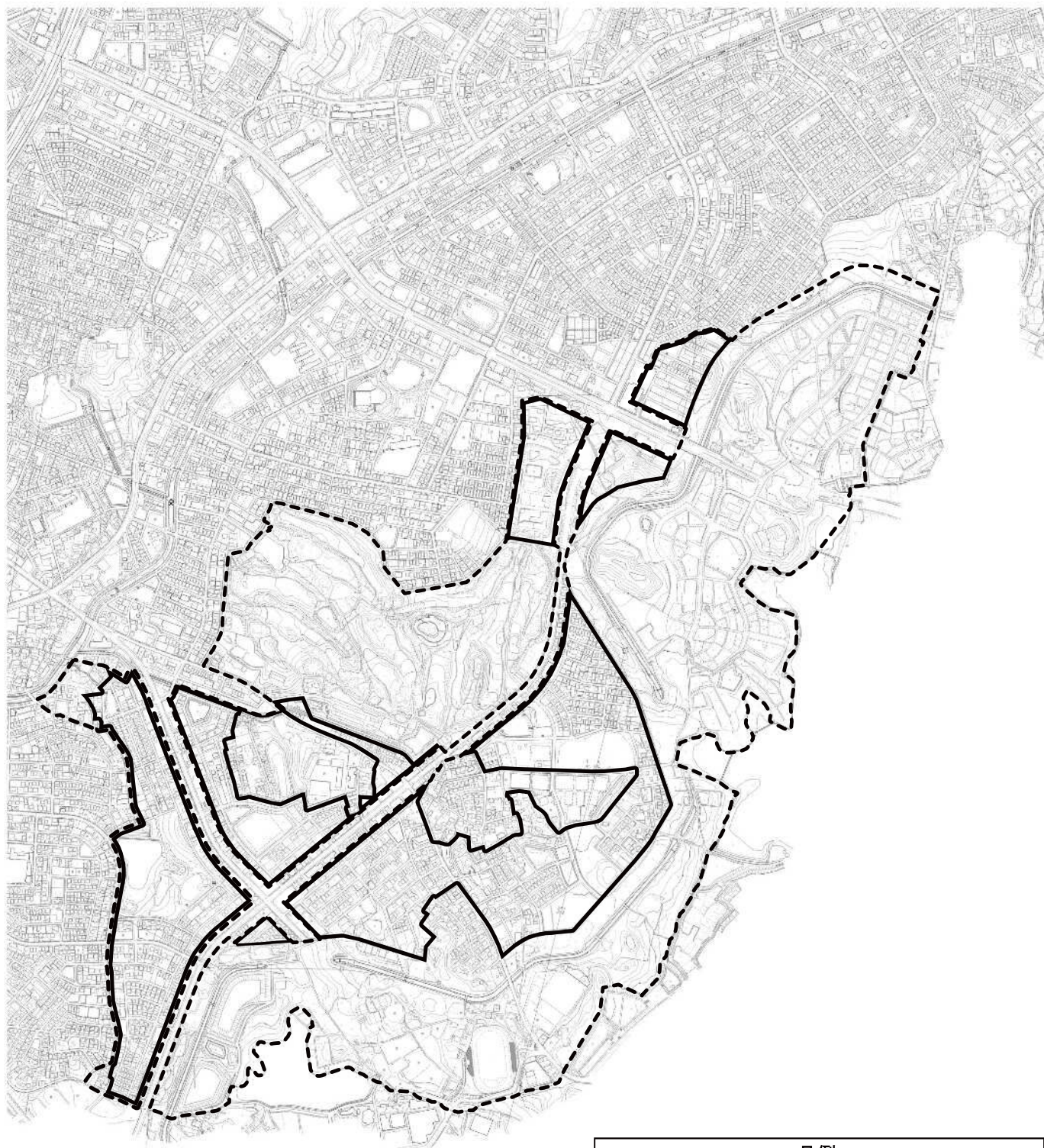
平成 8年名古屋市告示第 213号（名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第 1の区域の指定について）の一部を次のように改正する。

令和 6年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

図面 6を次のように改める。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課



凡例	
風致地区界	----
名古屋市風致地区内建築等規制条例 別表第1の規定により、市長が指定する区域	



名古屋市告示第101号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和6年3月1日

名古屋市長 河村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
特定非営利活動法人 M u s i k E n g e l	名古屋市中区錦一丁目 10番20号	令和6年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 102 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

令和 2 年名古屋市告示第 201 号の一部を次のように改正します。

令和 6 年 3 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

公益財団法人メイク・ ア・ウィッシュオブ ジャパン	東京都千代田区一番町 10番地の10
---------------------------------	-----------------------

を

」

「

公益財団法人メイク・ ア・ウィッシュオブ ジャパン	東京都千代田区九段南 三丁目 2 番 4 号
---------------------------------	---------------------------

に改める。

」

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の全部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 加 藤 倫 子

名古屋市選挙管理委員会規程第 1 号

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の全部を改正する規程

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程（昭和37年名古屋市選挙管理委員会規程第 2 号）の全部を改正する。

（組織及び事務分掌）

第 1 条 名古屋市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に置く事務局に次の組織を置く。

選挙課

課長補佐（庶務）

課長補佐（啓発）

課長補佐（選挙）

課長補佐（企画調整）

2 選挙課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 委員会の会議及び委員に関すること。

- (2) 文書の収受、発送及び管理並びに公印の管守に関すること。
- (3) 事務局職員の人事、給与、福利厚生及び保健衛生に関すること。
- (4) 事務局の予算、決算その他経理に関すること。
- (5) 選挙啓発事業の企画及び実施に関すること。
- (6) 選挙に係る広報及び普及に関すること。
- (7) 選挙啓発に係る調査及び統計に関すること。
- (8) 明るい選挙名古屋市推進協議会に関すること。
- (9) 選挙事務及び選挙以外の投票事務の管理執行及び指導に関すること。
- (10) 直接請求事務に関すること。
- (11) 選挙制度の調査研究及び研修に関すること。
- (12) 選挙及び選挙以外の投票等の記録に関すること。

(事務局職員)

第2条 事務局に、事務局長、次長、課長、課長補佐及びその他の職員を置く。

2 前項の職員の職名は、書記長及び書記とする。

3 第1項の職員の補職名は、市の例に準ずる。

(事務局長の職務)

第3条 事務局長は、委員長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局長の代決権限事項は、次のとおりとする。

- (1) 所属職員（課長補佐以上並びに臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）の任免に関すること。
- (2) 事務局長及び所属職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）の給与に関すること。
- (3) 非常勤の特別職の職員の任免に関すること。
- (4) 会計年度任用職員の就業に関する定めに関すること。
- (5) 所属職員（課長補佐以上を除く。）の分限及び懲戒に関すること。
- (6) 所属職員（課長以上を除く。）の秘密事項発表の許可に関すること。
- (7) 所属職員（次長を除く。）の営利企業従事の許可及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関すること。
- (8) 事務局長及び所属職員の名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則

第 105 号) 第 5 条第 1 項第 8 号ただし書の規定による許可に関すること。

ただし、事務局長の許可については、総務局長へ報告しなければならない。

(9) 次長の往復 3 日以上の旅命令 (海外旅行に係るものを除く。) に関すること。

(10) 事務局長の往復 2 日の旅命令 (海外旅行に係るものを除く。) に関すること。

(11) 事務局長の日帰りの旅命令並びに在勤地及び附近地の出張命令に関すること。

(12) 事務局長の正規の勤務時間外の勤務命令及び週休日の振替命令に関すること。

(13) 事務局長の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第 5 条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第 1 条第 3 項若しくは第 4 項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。

(14) 事務局長の休暇 (介護休暇を除く。以下同じ。) 及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。

(15) 所属職員 (会計年度任用職員を除く。) の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに事務局長の部分休業の承認に関すること。

(16) 所属職員 (課長補佐以上を除く。) の配置決定に関すること。

(17) 予算の執行 (副市長以下代決規程 (平成12年名古屋市達第40号) 第14条第 1 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。) 及び物品の管理に関する事務については、同規程別表第 1 財務関係の表中、局長及び担当局長の欄に掲げる事項に関すること。

(18) 委員会の予算及び決算の手續に関すること。

(19) 特に重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。

(20) 前各号に準ずる特に重要な事項に係る意思決定に関すること。

(次長の職務)

第 4 条 次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受けて事務局の事務を掌理し、

所属職員を指揮監督する。

2 次長の代決権限事項は、次のとおりとする。

- (1) 所属職員の往復3日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関する事。
- (2) 次長及び所属職員の往復2日の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関する事。
- (3) 次長及び所属職員（課長に限る。）の日帰りの旅行命令並びに在勤地及び附近地の出張命令に関する事。
- (4) 名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）第23条の規定による相当職の決定に関する事。
- (5) 次長及び所属職員（課長に限る。）の正規の勤務時間外の勤務命令及び週休日の振替命令に関する事。
- (6) 次長及び所属職員（課長に限る。）の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関する事。
- (7) 次長及び所属職員（課長に限る。）の休暇及び職務に専念する義務の免除承認に関する事。
- (8) 次長及び所属職員（課長に限る。）の部分休業の承認に関する事。
- (9) 予算の執行及び物品の管理に関する事務については、副市長以下代決規程別表第1財務関係の表中、部長の欄に掲げる事項に関する事。
- (10) 名古屋市契約事務委任規則（平成17年名古屋市規則第88号）の規定に基づく事務局長の権限に関する事務については、副市長以下代決規程別表第4中、部長の欄に掲げる事項に関する事。
- (11) 委員会の行う処分（処分の決定に係る決定を含む。）その他権限の行使に関する事。
- (12) 重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関する事。
- (13) 重要な行政文書（法制課へ引継ぎをしたものを含む。）の公開並びに保有個人情報（法制課へ引継ぎをした行政文書に記録されたものを含む。）

の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に関すること。

(14) 前各号に準ずる重要な事項に係る意思決定に関すること。

(課長の職務)

第5条 課長は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長の代決権限事項は、次のとおりとする。

(1) 所属職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員に限る。）の任免に関すること。

(2) 所属職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員に限る。）の給与に関すること。

(3) 所属職員の日帰りの旅行命令並びに課長補佐の在勤地及び附近地の出張命令に関すること。

(4) 公務災害補償の手續に関すること。

(5) 所属職員の正規の勤務時間外の勤務命令及び週休日の振替命令に関すること。

(6) 所属職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。

(7) 所属職員の休暇及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。

(8) 所属職員の部分休業の承認に関すること。

(9) 会計年度任用職員の育児休業及び介護休暇の承認に関すること。

(10) 委員及び事務局職員（退職者を含む。）に関する各種証明に関すること。

(11) 扶養親族の認定、住居手当の支給認定、通勤手当（これに相当する費用弁償を含む。）の決定及び改定並びに児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関すること。

(12) 名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（平成16年名古屋市条例第22号）第7条第1項の規定による贈与等報告書の受理に関すること。

(13) 予算の執行及び物品の管理に関する事務については、副市長以下代決規程別表第1財務関係の表中、課長の欄に掲げる事項に関すること。

(14) 名古屋市契約事務委任規則（平成17年名古屋市規則第88号）の規定に基づく事務局長の権限に関する事務については、副市長以下代決規程別表第4中、課長の欄に掲げる事項に関すること。

(15) 軽易な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。

(16) 保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。

(17) 軽易な行政文書（法制課へ引継ぎをしたものを含む。）の公開並びに保有個人情報（法制課へ引継ぎをした行政文書に記録されたものを含む。）の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に関すること。

(18) 前各号に準ずる定例又は軽易な事項に係る意思決定に関すること。

（課長補佐の職務）

第6条 課長補佐は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 選挙課における庶務及び経理に関する事務は、選挙課長が特に指定する場合を除き、課長補佐（庶務）が担当する。

3 課長補佐の代決権限事項は次のとおりとする。

(1) 所属職員の在勤地及び附近地の出張命令に関すること。

（臨時代決）

第7条 事務局長の代決権限事項については、事務局長が欠けたとき又は事務局長に事故があるときは次長が、事務局長及び次長がともに欠けたとき又は事務局長及び次長とともに事故があるときは課長がそれぞれ代決することができる。

2 前項の規定によって、事務局長に事故がある場合に臨時に代決したときは、あらかじめその処理について承認を得たときを除き、事後直ちに事務局長に報告しなければならない。

（異例又は特に重要な事項の処理）

第8条 この規程に定められている事項であっても異例若しくは特に重要な事項又は解釈上疑義のある事項については、上司の決裁を経なければならない。

（公印）

第9条 事務局長の公印は次のとおりとする。

公 印	書 体	形 式	寸 法 (センチメートル)	用 途
名古屋市 選挙管理 委員会事 務局長印	やまと 古 字	名古屋市 選挙管理 委員会事 務局長印	方 2 . 1	一般公 文書用

2 前項に規定する公印の管守者は、選挙課長とする。

(準用)

第10条 職員の任免、給与等、分限及び服務並びにその他の事務処理に関して
法令及びこの規程に定めのない事項は、市長の事務部局の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会規程及び名古屋市選挙管理委員会情報あんしん規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 加 藤 倫 子

名古屋市選挙管理委員会規程第 2 号

名古屋市選挙管理委員会規程及び名古屋市選挙管理委員会情報あんしん規程の一部を改正する規程

(名古屋市選挙管理委員会規程の一部改正)

第 1 条 名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表管主者の欄中「次長」を「選挙課長」に改める。

(名古屋市選挙管理委員会情報あんしん規程の一部改正)

第 2 条 名古屋市選挙管理委員会情報あんしん規程（平成16年名古屋市選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「次長（以下「事務局次長」という。）」を「選挙課（以下「選挙課長」という。）」に改める。

第 5 条第 2 項中「事務局次長」を「選挙課長」に改める。

第8条第1項中「事務局次長」を「選挙課長」に改め、同条第2項中「庶務係長」を「課長補佐（庶務）」に、「事務局次長」を「選挙課長」に改める。

第10条第1項第3号イ及び第15条から第17条までの規定中「事務局次長」を「選挙課長」に改める。

別表第1行政文書分類表第3分類の欄中「係」を「名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程第1条に規定する課長補佐の名称の括弧内に表示する担当業務」に、「事務局次長」を「選挙課長」に改め、同表第4分類の欄中「係」を「課」に、「事務局次長」を「選挙課長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 28 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第 1 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項及び第13条第 1 項中「係長」を「課長補佐」に改める。

第15条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、現に主任段階の職にある者のうち、人事委員会
が定める者に対する選考の方法は、経歴、人事評価等に係る書面の審査によ
るものとする。

第18条中「基づいて」の次に「行うものとし、第15条第 2 項に定める方法に
よる場合は」を、「日に」の次に「、同条第 3 項に定める方法による場合は、
その都度」を加える。

第20条中「の各号」を削り、「係長」を「課長補佐」に改める。

別表第 2 段階別職位表の段階の欄中「係長」を「課長補佐」に改める。

別表第 3 職員昇任基準年数表の備考第 4 項中「若しくは第 2 類採用試験」を

「、第2類採用試験若しくは職務経験者採用試験」に改め、同表の備考第6項中「係長」を「課長補佐」に、「係員」を「主任以下」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第15条に1項を加える改正規定及び第18条の改正規定は、同年2月28日から施行する。
- 2 令和6年2月28日から令和6年3月31日までの間における第15条第3項の適用については、「現に主任段階の職にある者」とあるのは、「副係長の職にある職員及び「意向確認（主任級）の実施について（依頼）（5総人第123号）」に基づく意向確認において令和6年4月1日に主任級となる意思が確認できた職員」とする。
- 3 この規則施行の際現に在職する職員で、施行日前において係長段階の職にあったものの当該職における在職期間は、施行日以後において、課長補佐段階の職における在職期間とする。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 28 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第 2 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（平成24年名古屋市人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「係長昇任選考」を「規則第13条第 2 項の選考」に改める。

附 則

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第4号

名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成12年名古屋市上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月29日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第2項収納取扱金融機関中「株式会社横浜銀行」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第5号

名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月27日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第8号様式中

「

	完成	年 月 日
	検査	年 月 日

工 事 種 別	1. 新增築	2. くみ取改造	3. 浄化槽廃止	4. その他
---------	--------	----------	----------	--------

」

を

「

	受付	年 月 日	完成	年 月 日
		第 号	検査	年 月 日

工 事 種 別	1. 新增築	2. くみ取改造	3. 浄化槽廃止	4. その他
---------	--------	----------	----------	--------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市下水道条例施行規程の規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものは、この規程による改正後の名古屋市下水道条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、

使用することができる。

名古屋市交通局管理規程第3号

名古屋鉄道株式会社における新駅開業等に伴う定期券の既納料金の還付及び還付に係る手数料の特例に関する規程を次のように定める。

令和6年2月27日

名古屋市交通局長 折戸 秀 郷

名古屋鉄道株式会社における新駅開業等に伴う定期券の既納料金の還付及び還付に係る手数料の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋鉄道株式会社(以下「名鉄」という。)の鉄道線(以下「名鉄線」という。)における新駅開業等に伴い、連絡運輸規程(昭和54年名古屋市交通局管理規程第14号)に規定する定期券の既納料金の還付及び還付に係る手数料の特例について必要な事項を定めるものとする。

(還付の特例)

第2条 令和6年3月15日までに発売した定期券を乗客が所持しており、次の各号に該当する場合は、定期券の既納料金を還付することができる。

- (1) 定期券の通用区間の起点又は終点が名鉄河和線高横須賀駅(以下「高横須賀駅」という。)又は名鉄河和線南加木屋駅(以下「南加木屋駅」という。)であって、高横須賀駅又は南加木屋駅を名鉄河和線加木屋中ノ池駅に変更することを、令和6年3月16日から同年4月15日までの間に申し出た場合
- (2) 定期券の通用区間の起終点の一方が名鉄三河線三河知立駅(以下「三河知立駅」という。)であり、かつ、他の一方が同駅から名鉄三河線三河八橋駅(以下「三河八橋駅」という。)以遠にある駅(同一方向の路線にある駅に限る。第5号において同じ。)であって、三河知立駅を名鉄名古屋

本線知立駅（以下「知立駅」という。）又は名鉄名古屋本線牛田駅（以下「牛田駅」という。）に変更することを、令和6年3月1日から同年4月15日までの間に申し出た場合

(3) 定期券の通用区間の起終点の一方が三河八橋駅であり、かつ、他の一方が同駅から名鉄三河線若林駅以遠にある駅（同一方向の路線にある駅に限る。）であって、三河八橋駅を三河知立駅に変更することを、令和6年3月1日から同年4月15日までの間に申し出た場合

(4) 定期券の通用区間の起点又は終点が牛田駅であって、同駅を三河知立駅に変更することを、令和6年3月1日から同年4月15日までの間に申し出た場合

(5) 定期券（学生通学定期券に限る。）の通用区間の起終点の一方が三河知立駅であり、かつ、他の一方が同駅から三河八橋駅以遠にある駅であって、名鉄線の定期運賃の還付を、令和6年3月16日から同年9月30日までの間（定期券の通用期間終了後に限る。）に申し出た場合

(6) 定期券の通用区間の起点又は終点が三河知立駅であって、定期券の還付を、令和6年3月16日から同年9月30日までの間に申し出た場合

第3条 前条に定める定期券の既納料金の還付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号から第4号まで及び第6号に該当する場合 乗合自動車にあつては乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第31条第1項第2号の規定を準用して得た額、高速電車にあつては高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第89条第1項の規定を準用して得た額、連絡線にあつては連絡運輸機関において定める還付額の合算額

(2) 前条第5号に該当する場合 名鉄において定める還付額
(手数料)

第4条 前2条の規定による還付に係る手数料は、徴収しない。
(取扱場所)

第5条 第2条及び第3条の規定による定期券の既納料金の還付の取扱場所は、各駅及び各乗車券発行所とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第6

7号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者により乗車料金を納付した者にあつては、各乗車券発行所に限る。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第4号

高速電車係員規程等の一部を次のように改正する。

令和6年3月1日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

(高速電車係員規程の一部改正)

第1条 高速電車係員規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

第11条及び第17条中「その他関係課長」を「その他関係課室長」に改める。

(高速電車係員服務規程の一部改正)

第2条 高速電車係員服務規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第41号）の一部を次のように改正する。

第25条及び第70条中「その他関係課長」を「その他関係課室長」に改める。

(高速電車相互振替輸送取扱規程の一部改正)

第3条 高速電車相互振替輸送取扱規程（平成5年名古屋市交通局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条中「駅務課長」を「運転指令室長」に改める。

(高速電車振替乗車取扱規程の一部改正)

第4条 高速電車振替乗車取扱規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第39号）の一部を次のように改正する。

第2条、第4条（見出しを含む。）及び第6条中「駅務課長」を「運転指令室長」に改める。

第9条中「（一社～藤が丘間及び平針～赤池間を除く。）」を削る。

(名古屋臨海高速鉄道株式会社の経営する鉄道線との振替輸送取扱規程の一部改正)

第5条 名古屋臨海高速鉄道株式会社の経営する鉄道線との振替輸送取扱規程
（平成24年名古屋市交通局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条中「駅務課長」を「運転指令室長」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8条第 2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 2月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北区楠複合施設

名古屋市北区楠四丁目 507番 1 ほか18筆

2 意見書の提出状況

提出された意見書の件数

169件

3 提出された意見の概要

(1) 設置者が配慮すべき基本的事項

ア 周辺地域についての十分な調査・予測

(ア) 楠支所、楠図書館、消防署（救急車）、北保健センター、楠分室、バス停、楠中、小学校の通学路、ほほえみ保育園など、公官庁、商店街、民家など、楠地域の人の動き、流れが絶えずある地域で、選挙ともなれば、期日前投票（参院選では、2週間超）、投票日など人の動きが集中する場所である。公的機関、隣の商店街、民間の皆さんに聞いたのか。出た意見は、私たちもぜひ知りたい。聞いていないのであれば、ぜひ聞いて意見を生かしてほしい。

イ 地域住民への適切な説明

(イ) 11月 7日の説明会では、住民の皆さんが、不安、心配事などいくつ

か意見、質問を行ったが、その会場でもぜひ、次回の説明会を行ってほしい旨、意見があった。地域密着型を目指す企業としてどのように返答を開業前にしていただけるのか。

(イ) 11月 7日計画概要説明会及び「名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例」に基づく懇談会開催のご案内という触れ込みで、説明会が開催されたが、説明会にほとんどの時間を費やし、懇談会に進んでいったため、懇談会では、意見・質問がかなりなくなり終わってしまったという印象である。懇談会の内容も非常に重要な内容となっており、説明会と同じく、又は、それ以上の時間をとってやるべきだと思う。

(ウ) 2回目の説明会に参加したが、手元にはない資料の説明も含め、形式的で非常に分かりにくい説明会だった。

(エ) 今後も必要に応じて住民説明会、懇談会の開催をしてほしい。

ウ 開店後の適切な対応

(ア) 開店後も地域の声をしっかり聞き、安全確保を最優先にした経営を望む。

(イ) 騒音クリアというが、開店後の調査をすべき。

(2) 施設の配置及び運営方法に関する事項

ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項

(イ) 駐車需要の充足等交通に係る事項

a 駐車場の位置及び構造等

(a) 目の前にスーパーやドラッグストアができることを楽しみにしている。と同時に渋滞や事故の心配もしている。私たちも子どもたちや住民の方々の安全に気を配っていくが、大規模小売店舗の設置者でも交通整理の方や警備の方の常駐などご配慮をお願いしたい。

(b) 交通事故が心配だからガードマン等を置いて交通整理をしてほしい。

(c) いつも警備員を置いてほしい。

- (d) 近辺には複数の公共施設があり、名古屋市から豊山、小牧などへ通り抜ける主要道路で常時交通量が多い所である。駐車場までの誘導には警備員が多数必要と思う。必ず営業時間内には警備員を配置していただきたい。
- (e) 名古屋市から豊山、小牧などへ通り抜ける主要道路で交通量が多い所なので駐車場までの誘導にセールの時だけでなく常時警備員を配置してほしい。
- (f) ガードマン（交通指導員・交通誘導員）の配置。
- (g) 朝、夕、通勤通学の時間帯では、皆さん急いで自転車など通行するので車の出入口ではガードマンを常時置くようお願いしたい。
- (h) 子どもの安全を守ってほしい。障害者、お年寄り、通学路、通学時間との関わりでガードマンを付けてほしい。
- (i) 出入りする自動車に対し、歩行者の安全確保が必要である。大通りに面する商業施設ではガードマンの配置がなされている。開店から閉店までガードマンの配置をしてほしい。
- (j) 楠支所、楠図書館等、公共施設に近接しているため、利用者の安全を図るため営業中は交通指導員を配置してほしい。
- (k) 安全のため警備の常駐をしてほしい。
- (l) 常時警備員を配置してほしい。
- (m) 車の出入口に警備員を常時配置してほしい。
- (n) 安全面を考慮して、常時ガードマンを配備していただくことを強く希望する。
- (o) 常時警備員を置いてほしい。
- (p) ガードマンや交通誘導員を常時配置してほしい。
- (q) 多くの車が通ることになるだろう。子どもたちの事故が心配である。工事期間のみならず今後も、交通指導員、ガードマン等、常時配置する対策をとってほしい。
- (r) スーパーの出入口に警備員を置いてほしい。
- (s) メイン出入口には警備員を置いていただきたい。

- (t) オープン時常時警備員を配置してほしい。
- (u) 安全のため、いつも警備員をお願いしたい。
- (v) 店ができる前の市営住宅に住んでいるので通学路である前の通りの渋滞（車の）と子どもたちの交通事故を心配している。出入口には常に誘導する警備員を置いてほしい。
- (w) 安全のため警備員を置いてほしい。
- (x) 通行人が多いため、常時、警備員をお願いしたい。
- (y) 常時、ガードマンさんを配置していただきたい。
- (z) 建設工事中及び開店後において子どもたちの安全確保のため、交通誘導員の配置など安全対策に万全の対策をとってほしい。
- (aa) 子どもの安全のため、交通安全のため、交通整理のガードマンを工事中も、開店後も立ててほしい。
- (ab) 常にガードマンさん、置いてほしい（安全のため）。
- (ac) バス通りからの車の通行が不安なため、小学生の下校時間だけでも交通誘導員を手配していただきたい。
- (ad) いつもガードマンを付けてほしい。
- (ae) 通学路になっているので常時警備員を置いてほしい。
- (af) 人通りも多いこと等から常時ガードマンを配備してほしい。
- (ag) 新しいスーパーマーケットの前歩道は通学路となっている。常時通学路として使用する場合、通学時には特にガードマンが必要と考える。是非ご一考願いたい。
- (ah) 小学生の通学のため、常時警備員を配置してほしい。
- (ai) 通学路の安全確保のために警備員を置くようにしてほしい。
- (aj) 通学路の安全確保のために警備員を常に置くようにしてほしい。
- (ak) 常時ガードマンを付けてほしい。
- (al) いつも警備員をお願いしたい。
- (am) ガードマンは常時配置してほしい。
- (an) ガードマン毎日必要である。
- (ao) ガードマンをいつも付けてほしい。

- (ap) ガードマンを常時設置してほしい。
- (aq) 市道（楠支所前）の入口に常時、ガードマンの設置を希望する。
- (ar) 警備員を配置してほしい。
- (as) 常時、警備員を配置してほしい。
- (at) ガードマンを設置してほしい。
- (au) 出入口に常時、警備員を置いてほしい。車の出入りが気になる。
- (av) 小学生の通学路があるために車がスーパーによって多くなると危ないのでガードマン等を配置していただいて交通事故を注意してもらいたい。
- (aw) 支所、図書館、消防署、バス停、保健所などや 302号信号の直前に位置するため、車両の出し入れが多いことが見込まれる。学童の登下校や、通行者の危険が危惧される。警備員の配置や道路の幅を広げるなどの対策を求める。
- (ax) ガードマンを毎日付けてほしい。
- (ay) 施設西入口にガードマンの常時配置をお願いしたい（支所、消防署東側）。小中学生の登下校への配慮を含めてお願いしたい。
- (az) ガードマンを付けてほしい。
- (ba) 中学校に近いので、事故に注意していただきたい。ガードマンの対処を希望する。
- (bb) いつもガードマンが必要。
- (bc) 北区楠複合施設出入口には常時ガードマンを付けてほしい。事故が起きないようによろしくお願いいたします。
- (bd) 常時交通誘導員の配置をお願いしたい。
- (be) お店の西側の市営住宅に住んでいる。お店ができてありがたいが、それに伴い車の渋滞が心配だ。子どもたちの通学路になっており、交通事故が心配だ。警備員さんを置いてほしい。
- (bf) 駐車場のガードマンを常時付けてほしい。
- (bg) 楠地区に住む児童が、施設のにぎわう時間帯に下校をするた

- め、安全に考慮し交通整理をするガードマンの配置を希望する。
- (bh) 子どもの帰宅下校時には常にガードマンを常時してほしい
(必ず)。
- (bi) 子どもの通学路になっている道が駐車場の出入口になっている。
混雑時だけでなく、常にガードマンを置いてほしい。
- (bj) 出入口には常時ガードマンを置いてくださるようお願いする。
- (bk) 安全のため警備員をお願いする。
- (bl) 警備員を常駐していただきたい。
- (bm) 常時いつも警備員をぜひ置いてほしい。
- (bn) 警備員を常時置いてほしい。
- (bo) 常時、警備員を置くことを望む。小学生、中学生の通学路と
なっている。
- (bp) 警備員を常時置いてほしい。交通問題、非常に心配である。
- (bq) 駐車場にいつも警備員を置いてほしい。
- (br) いつも警備員を置いてほしい。大変交通量の多い所である。
- (bs) 交通問題ありで、常時警備員を置いてほしい。
- (bt) 常時、警備員を置いてほしい。必ずお願いする。
- (bu) いつも警備員をぜひ置いてほしい。
- (bv) いつもガードマンを付けてほしい。お願いする。
- (bw) 警備員を常に置いて事故のない防止策を考えてほしい。お願い
する。
- (bx) 警備員を常に置いてほしい。
- (by) 警備員を常時いるようにしてほしい。
- (bz) 西側入口に常時ガードマンを置いてほしい。
- (ca) 西側の出入口には、常時警備員を配置してほしい。
- (cb) いつも、警備員をお願いする。
- (cc) 店舗の周りの道路が狭かったり、危険だったり店に出入りが
しにくい難点がある。開店から閉店まで、ずっと警備の方を常用
していただきたく要望する。
- (cd) 警備員を常駐させてほしい。

- (ce) 通学路の安全を守るため警備員をお願いする。
- (cf) 安全、安心のため警備員を常駐すべき。
- (cg) 特に子どものためガードマンを。
- (ch) 店舗東側にある保育園（ほほえみ保育園）に娘を預けている。
また、西側駐車場出入口の歩道を娘を連れ、良く散歩している。
ガードマンの常駐は必須。
- (ci) 交通の誘導員を常駐させてほしい。
- (cj) 地域貢献計画書の「1 地域づくり」「②交通安全」に「交通誘導員の適宜配置、随時」とあるが、常時、学校下校時、夕方は、複数で安全を確保してほしい。夕方の時間帯の交通誘導員は、随時では、間尺に合わず、事故を絶対起こさないためにも複数の配置を必ず実行してほしい。これだけの中心的地域で、夕方の下校時の安全確保は必至だ。交通誘導員随時で対応は難しいように思う。常時、夕方や選挙時、タイムサービス等の複数配置を切に望む。繰り返したが、楠支所前のガードマンは、必ず常時配置、夕方は、複数配置など、検討し、実行してほしい。
- (ck) 警備員の常駐をお願いする。
- (cl) 店舗西側駐車場出入口は以下の理由にてガードマンの常駐を要望する。子どもの通学路であり、児童が登下校時、多数通る。消防署からの緊急車両（救急車、消防車）の出動を妨げない。右折進入車の防止。以上、地域住民の安全、命を守るためガードマンの常駐は最低必要条件と思う。主要生活道路の渋滞防止に努めるのは店舗経営者の責務であると考えてる。
- (cm) 10年程前に開業したDCM21名古屋城北店は常時ガードマンがいるため交通の安全が確保されている。北区楠複合施設の西側の駐車場入口にDCM21と同じように常時ガードマンを配置してほしい。
- (cn) 交通誘導員の常時配置。①店舗西出入口、②店舗北の市道からバス通りのT字路、③店舗北出入口、④売出し、安売り時間帯の増員。

- (co) 車が多いので警備員を。
- (cp) 駐車場の出入口に警備員の配置を望む。
- (cq) 子どもが通る通学路側には、警備員を常備配置してほしい。
子どもや歩行者を車から守るため。
- (cr) 子どもが通る通学路側には、車の出入りが激しく警備員をいつも置いてほしい。
- (cs) 通学路だから交通安全のため警備員を置いてほしい。
- (ct) 常時、ガードマンを付けてほしい。
- (cu) 出入口には警備員を配置してほしい。
- (cv) 出入口の安全のため、常時警備員を配置してほしい。
- (cw) いつも警備員をぜひ置いてほしい。皆が願っている。
- (cx) 通学路に警備員を置いてほしい。
- (cy) すぐ近くに通学路があるので、安全のため、日祭日に限らずガードマンをお願いしたい。
- (cz) 常時ガードマンがいる体制でお願いしたい。
- (da) 警備員の常時の整理も良いかと思う。
- (db) 西側の通路を閉鎖すべきだ。
- (dc) 小学校の通学路が隣接しているので下校時の安全を確保していただきたい。交通渋滞にならないように出入口の誘導と配置を考えてもらいたい。
- (dd) 一車線道路であるので、パチンコ店だった時も支所に行く車と出る車で困難だった。それに加えてスーパーになり道路側が出入口になるともっと走行に困難になると思う。そしてその場所は市バスの停留所である。市バスの妨げともなる。子どもたちの登下校の道でもある。スーパーができるのはうれしいが、どうか安全で住みやすい場所に考えてほしい。
- (de) 交通の整理をしっかりしてほしい。
- (df) 学童の事故のない安全な地域にしてほしい。
- (dg) 店舗近くには消防署（救急車も待機）がある。前の道路が渋滞になる可能性がある。緊急時の出動の妨げにならないよう交通

整理を徹底してほしい。

(dh) 通学時間は車の出入りはしない。

(di) 駐車場の入口の整理をお願いする。

(dj) 周辺の道路は狭く、駐車場へ入る車のすれ違いに混雑することが予想される。何らかの配慮を願う。

(dk) 店舗西側出入口からバス通りは、歩道を横断することの危険性がある。学童通学路、支所、消防署、押しボタン式信号、バス停等の施設が隣接するため、メイン出入口としては危険。メイン出入口の再検討。下校から夕方売出しの時間は特に危険。再考を。

(dl) 車の流れがスムーズに行くように出入口の場所を考えてほしい。

(dm) 駐車場出入口など事故防止対策をとっていただきたい。

b 荷さばき施設の整備等

(a) 説明会で図面の説明を受けた時、「これは出入業者の搬入が第一で買物客への対応は二の次になっている」と感じた。

c 経路の設定等

(a) 通学路の交通が危険。

(b) 西側道路からの入出車を左折のみにしてほしい。可能なら道路のセンターラインにポールを設置をしてほしい。

(c) 楠小学校、楠中学校の児童、生徒の登下校が心配である。安全に対する配慮をしっかりとしてほしい。

(d) 店舗の東側の通行量も増大するので保育園も近くにあるための安全対策も必要である。

(e) 11月 7日の説明会で、店への誘導を三菱UFJ銀行ATMから東へ、喫茶店みつもりんを北へと説明があった。みつもりんの三叉路交差点は信号機がなく事故のリスクが高いように思う。セブン-イレブンの信号を東へ、更に信号左折し、北へと信号機で誘導をした方がとの意見を出したが、どのように検討されるのか。

(f) 味鋤小学校北信号の右折先道路と喫茶店左折コースは見通しが悪く危険。斎宮司信号機右折がよい。

- (g) 店舗北の市道は道幅狭い、歩道がない上通学路となっている。
春日井方面への退店誘導は危険。退店経路の再検討を。
- (h) 店舗北の市道からバス通りへの右折、市道への右折は、店舗西側出入口と同様に禁止が必要。
- (i) 特色ある生鮮食料品店が増えることは歓迎する。ただ、それだけに他地区からのマイカーでの来店が増えると思う。この地区は、消防救急車、楠支所、図書館へのマイカーも多く学校の通学路でもあり、車・自転車・車いす、人等が錯そうすることが、予測されるので、どうしても人による見守りも必要と思われる。
- (j) 朝夕は特に歩行者や車の流れが多いので、交通安全対策を願う。
- (k) 令和 6年 5月頃にスーパー、病院、薬局等が建築されるようだが、上には高速道路、また、下には 302号線と走っているが、交通の多い場所である。小学校、中学校と子どもたち、お年寄りと大勢通行するので事故のないようによろしくお願いしたい。
- (l) 施設ができることで交通の渋滞が発生する。交通の安全を要望する。
- (m) 周辺の交通安全に配慮すること。
- (n) 支所の所の歩行者信号を移動すれば南からの右折がスムーズになると思う。
- (r) 歩行者の通行の利便性の確保等
- a 電灯を増やしてほしい。
 - b 店舗北の市道が狭い。店舗北側を歩道確保のためにセットバックすること。
 - c 駐車場に歩行者用の通路の設置を望む。
- (s) 防災・防犯対策への協力
- a 異常気象が続く中、SDGsでも強調されている「気候変動に具体的な対策を」、地域貢献計画について通り一遍の懇談会で済ませるのではなく、住民が安心できる、信頼できる心の通った対応をお願いする。災害時には、頼れる店舗になってほしいと思う。
 - b 豪雨対策に敷地地下に貯水槽の整備を。

c 施設ができることで生活環境が変わる。治安の悪化を招かないよう要望する。

イ 騒音の発生等周辺の地域の生活環境の悪化の防止のための配慮事項

(7) 騒音の発生に係る事項

a 騒音の予測・評価

(a) 騒音クリアというが、開店後の調査をすべき。(3 (1) ウ (イ) を再掲)

(3) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に示されたもの以外の事項

ア 楠学区のイメージが形成される所である。自慢できる施設となるよう期待している。

イ 周辺地域の安心できる生活状況を確保してほしい。

ウ 安全を第一にしてほしい。

エ 市道味鋤第 119号線を西進方向の一方通行に、市道北石田第 3号線を東進方向の一方通行にしてほしい。

オ 小家族用の品物が欲しい。

カ 私は新聞に折り込みちらしが毎日たくさんあるのは、資源の無駄使いだといつも思っている。その点タチヤさんは、安売りのちらしを一切出さないとのことで、地球環境のためにも良いことで支援したい。

キ 11月 7日説明会前の読売新聞10月31日(火)に夜の交通死急増「買い物日中に」の記事が掲載された。説明会でも意見を出したが、「夕～夜の死者は35人で、前年同期を11人も上回っている」。県警はスーパーと協力して「買い物日中に」を呼び掛けているとのことである。夕方18時閉店で直前に激安となれば、お客さんが殺到する。このスーパーのように、意見も言わせていただいたように時間(タイムサービス)の検討をお願いします。

ク 施設のオープンは地区の一層の発展に寄与すると思う。

4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

北区役所区政部地域力推進室

5 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 2月29日から同年 3月29日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

令和 6 年度名古屋市職員第 1 類採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

令和 6 年 3 月 1 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴 木 典 行



令和6年度 春実施試験

名古屋市職員採用試験案内 (第1類 [大学卒業程度・22歳から30歳])

【申込期間】

3月1日(金)から3月21日(木)までの申込完了分有効

令和6年3月1日

名古屋市人事委員会

『名古屋の未来を変えるのは、君だ!』

本市では、名古屋をよりよくしたいという熱意を持ち、主体的・積極的に行動できる人材を求めています。

TOPICS

- ▶ 【行政(プレゼンテーション型)】【土木】【建築】【機械】【電気】の基礎能力試験の名称が、職務能力試験に変わります。(特別な公務員試験対策は必要ありません。)
- ▶ 【行政(プレゼンテーション型)】のプレゼンテーション資料作成を、第1次試験とあわせて実施します。

試験の内容の詳細は6ページ「試験方法」をご確認ください。

● 募集内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
事務	行政	165名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など
	行政(教養型)	120名程度	
	行政(プレゼンテーション型)	45名程度	
	情報	5名程度	情報システムの所管課等におけるICTを活用した施策の企画・業務改革の推進 など
技術	土木	55名程度	本庁各局や公所等における道路・河川等の維持管理・設計・施工監理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守管理、バス・地下鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守管理等 など
	建築	45名程度	
	機械	15名程度	
	電気	25名程度	

※ 組織の改廃等により、採用予定人員は変更となる場合があります。また、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるものの以外の職務に従事することになる場合もあります。

＜お問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-3308

F A X : 052-972-4182

M a i l : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp



● 受験資格

次の(1)～(3)の要件を満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

次のいずれかに該当する方

- ・平成6年(1994年)4月2日から平成15年(2003年)4月1日までに生まれた方
- ・平成15年(2003年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和7年(2025年)3月31日までに卒業見込の方を含む。)又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方

(2) 資格要件(該当試験区分のみ)

試験区分	資格要件
情 報	申込時に次の試験のいずれかに合格済の方 ・基本情報技術者試験 ・応用情報技術者試験 ・ITストラテジスト試験 ・システムアーキテクト試験 ・プロジェクトマネージャ試験 ・ネットワークスペシャリスト試験 ・データベーススペシャリスト試験 ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ITサービスマネージャ試験 ・情報処理安全確保支援士試験 ・システム監査技術者試験 (注) 各試験に合格していることを証明する書類(原本)を提示していただきます。詳しくは、第1次試験合格者に通知します。

(3) 次のいずれにも該当しない方

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

〈その他〉

- ・ 日本国籍を有しない方については、受験資格以外に職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。(9ページ「合格から採用まで」及び12ページ「その他(1)」参照)

● 試験の日程等

(注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

(1) 行政・行政（教養型） 区分

試験の流れ		日程
受験申込		3月1日(金)～3月21日(木)
受験票発行		4月12日(金)
受験教室のお知らせ		4月19日(金) 市ウェブサイト公開します。
第1次試験		4月21日(日) 着 席 午前9時00分 終了予定 行政 午後4時30分頃 <昼休憩あり> 行政（教養型） 午後1時00分頃 <昼休憩なし> ・第1次試験会場は、市内の大学等を予定しております。 詳細は受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・第1次試験科目は、6ページ以降をご覧ください。 <u>なお、第2次試験の論文試験についても、第1次試験とあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表		5月9日(木)
第2次試験	個別面接①	5月25日(土)～6月5日(水)のうち1日
	個別面接②の対象者発表	6月12日(水)
	個別面接②	6月22日(土)～7月4日(木)のうち1日
最終合格者発表		7月19日(金)

<合格者及び対象者発表について>

- 合格者、対象者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料（第1次試験合格者通知を除く。）については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ア 第1次試験合格者通知

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で5月15日(水)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

イ 個別面接①の結果通知

個別面接①を受験した方全員に、文書で通知します。個別面接②の対象者となった方で6月18日(火)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課までご連絡ください。

ウ 最終結果通知

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- 個別面接①の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 個別面接②の日程は個別面接①の結果通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

(2) 行政（プレゼンテーション型） 区分

試験の流れ		日程
受験申込		3月1日(金)～3月21日(木) ・受験申込時に、基本事項の入力のほかに、自己紹介書の内容の入力と、証明写真のアップロードをしていただきます。（注）
受験票発行		4月12日(金)
受験教室のお知らせ		4月19日(金) 市ウェブサイトにて公開します。
第1次試験		4月21日(日) 着 席 午前9時00分 終了予定 午後0時00分頃 <昼休憩なし> ・第1次試験会場は、市内の大学等を予定しております。 詳細は受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・第1次試験科目は、6ページ以降をご覧ください。 <u>なお、第2次試験で使用するプレゼンテーション資料の作成についても、第1次試験とあわせて実施します。</u> （注）
第1次試験合格者発表		5月9日(木)
第2次試験	個別面接①	5月25日(土)～5月29日(水)のうち1日
	個別面接②の対象者発表	6月5日(水)
	個別面接②	6月13日(木)～6月15日(土)のうち1日
最終合格者発表		6月26日(水)

（注） 詳細は、別紙「第1類採用試験【行政（プレゼンテーション型）】実施方法について」を確認してください。

<合格者及び対象者発表について>

- 合格者、対象者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトにて公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料（第1次試験合格者通知を除く。）については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ア 第1次試験合格者通知

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で5月15日(水)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

イ 個別面接①の結果通知

個別面接①を受験した方全員に、文書で通知します。個別面接②の対象者となった方で6月10日(月)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課までご連絡ください。

ウ 最終結果通知

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- 個別面接①の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 個別面接②の日程は個別面接①の結果通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

(3) 情報・土木・建築・機械・電気 区分

試験の流れ	日程
受験申込	3月1日(金)～3月21日(木)
受験票発行	4月12日(金)
受験教室のお知らせ	4月19日(金) 市ウェブサイトにて公開します。
第1次試験	4月21日(日) 着 席 午前9時00分 終了予定 情報 午後1時00分頃 <昼休憩なし> 情報以外 午後3時30分頃 <昼休憩あり> ・第1次試験会場は、市内の大学等を予定しております。 詳細は受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・第1次試験科目は、6ページ以降をご覧ください。 <u>なお、第2次試験の論文試験についても、第1次試験とあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	5月9日(木)
第2次試験（個別面接）	5月23日(木)～5月29日(水)のうち1日
最終合格者発表	6月5日(水)

<合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトにて公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料（第1次試験合格者通知を除く。）については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ア 第1次試験合格者通知

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で5月15日(水)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

イ 最終結果通知

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- 個別面接の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

● 試験方法

(1) 合格者の決定方法

- ・ 各段階の合格者は、第1次試験以降の全ての得点を合計して決定します。（ただし、職務能力試験は除く。）
- ・ 各段階のいずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 試験実施日に受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。
なお、第1次試験実施日にあわせて実施する論文試験を受験しなかった場合、又はプレゼンテーション資料の作成をしなかった場合は、第1次試験を欠席したものとみなします。

(2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

ア 行政

段階	試験科目	試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (120分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題を含む》）〈20問必須解答〉 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）〈20問必須解答〉	400点
	専門試験 (120分)	専門的な知識をみる試験（択一式） 〈40問必須解答〉 (出題分野は8ページ【別表】参照)	800点
第2次試験	個別面接①	個別面接	360点
	個別面接②	個別面接 ※個別面接②対象者は、第1次試験及び個別面接①の得点を合計して決定します。	840点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《4月21日（日）実施》 ※個別面接②対象者のみ採点の対象とします。	600点

イ 行政（教養型）

段階	試験科目	試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (120分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題を含む》）〈20問必須解答〉 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）〈20問必須解答〉	600点
第2次試験	個別面接①	個別面接	600点
	個別面接②	個別面接 ※個別面接②対象者は、第1次試験及び個別面接①の得点を合計して決定します。	1,200点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《4月21日（日）実施》 ※個別面接②対象者のみ採点の対象とします。	600点

ウ 行政（プレゼンテーション型）

段階	試験科目	試験の内容	配点
第1次試験	職務能力試験 (60分)	公務員として必要な基礎的な能力をみる試験（択一式） （論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、 国内外の社会情勢への理解） ＜60問必須解答＞	（注1）
第2次試験	個別面接①	プレゼンテーション資料（注2）に基づいた発表及びその内容をふまえた個別面接	1, 200点
	個別面接②	プレゼンテーション資料（注2）に基づいた発表及びその内容をふまえた個別面接 ※個別面接②対象者は、個別面接①の得点のみで決定します。	1, 800点

（注1） 職務能力試験は、職務遂行に必要な基礎的な能力を判定するものです。

（注2） プレゼンテーション資料の作成は、《 4月21日（日）に実施 》します。詳細は、別紙「第1類採用試験【行政（プレゼンテーション型）】実施方法について」を確認してください。

エ 情報

段階	試験科目	試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (120分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題を含む》） ＜20問必須解答＞ 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） ＜20問必須解答＞	600点
第2次試験	個別面接	個別面接	1, 800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《 4月21日（日）実施 》	600点

オ 土木・建築・機械・電気

段階	試験科目	試験の内容	配点
第1次試験	職務能力試験 (60分)	公務員として必要な基礎的な能力をみる試験（択一式） （論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、 国内外の社会情勢への理解） ＜60問必須解答＞	（注）
	専門試験 (120分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式） ＜30問必須解答＞ （各試験区分における出題分野は【別表】参照）	600点
第2次試験	個別面接	個別面接	1, 800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《 4月21日（日）実施 》	600点

（注） 職務能力試験は、職務遂行に必要な基礎的な能力を判定するものです。

【別表】第1次試験専門試験の出題分野

試験区分	出題分野
行 政	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係
土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
機 械	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学

● 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。申込内容を変更する場合は、以前の申し込みを確実に取り下げてから改めて申し込んでください。複数の申し込みを確認した場合は、最初の申し込みを有効とします。
- **申込期間終了後の試験区分の変更は、一切できません。**
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Reader等が必要となります。 ・ インターネットの環境がない方は、知人等のパソコンなどを使用してください。 ・ プリンターを持っていない方は、知人等のプリンターやコンビニのマルチコピー機などで印刷してください。 ・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 https://get.adobe.com/jp/reader/ ・ 受験票及び写真票兼承諾書の印刷はA4判の普通紙で行ってください。 ・ 使用されるパソコン等の機種や環境などにより利用できない場合があります。 ・ 名古屋市電子申請サービスに関するよくあるお問い合わせと回答は、 「よくあるご質問 (https://graffer.jp/faq/)」をご覧ください。
------	--

申込から第1次試験までの流れ		
申込期間	3月1日（金）から3月21日（木）までに申込が完了したもののみを有効とします。 ・ システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ 使用されるパソコン等や通信回線上の障害などによるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込方法	① 名古屋市電子申請サービス(https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya)にアクセスしてください。(右の二次元コードからもアクセスできます。) ② キーワード検索で、「春実施試験」と検索してください。 ③ 試験名を選択し、順次画面の指示に従って申込をしてください。 ※ 申込時に使用したログイン方法やメールアドレス等は忘れないようにしてください。 使用したログイン方法等につきましては、当人事委員会事務局では一切わかりません。 	
受験票等の発行 4/12～	受験票及び写真票兼承諾書の印刷・写真添付・署名	・ 4月12日（金）以降に送付する電子メール本文に従って、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。(受験票はPDFファイルとして発行します。) ・ 4月16日（火）までに電子メールが届かない場合は、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。
第1次試験 4/21	受験票及び写真票兼承諾書の提示	・ 写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともに持ちください。

● 申込後の注意事項

申込後に記載内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

● 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、各任命権者の人事担当課から合格者に対し意向調査等を行います。
- (3) 採用は、原則として令和7年4月です。
- (4) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。
- (5) 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

● 試験成績の閲覧

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例の規定に基づき、受験者本人又は受験者本人の委任による代理人が簡易な手続により閲覧することができます。

閲覧できる人	内 容	期 間	方 法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	合格発表日当日からその翌月同日 まで（ただし、最終日が閉庁日の場 合は、次の開庁日まで） ・ 9：00～12：00 ・ 13：00～17：00 （土・日・祝日・振替休日を除く。）	人事委員会事務局（中区三の丸三丁目 1番1号）において、下記の書類を提示 してください。 なお、身分証明書は運転免許証等の <u>氏名及び生年月日</u> の記載があるもの に限ります。
第2次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格点又は 対象者基準点 総合順位		受験者本人が閲覧する場合 ・ 受験票 ・ 身分証明書 代理人が閲覧する場合 ・ 受験票 ・ 委任状及び委任者（受験者） の身分証明書の写し ・ 代理人の身分証明書

（注）・ 職務能力試験については、得点に代えて判定結果をお示しします。

- ・ 個別面接②の対象とならなかった方の閲覧期間は、最終合格者発表日以降です。
- ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
- ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
- ・ 必要提示書類（身分証明書及び受験票等）に不足がある場合は閲覧できません。
- ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください。）。

● 主な勤務条件

(令和6年3月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

(1) 初任給の例

225,745円

- (注)・ 上記の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。
・ 学校卒業後の経歴などがある場合は、上記金額に一定の基準により加算されます。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（4.50月分）などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

● 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等がある場合は、**公式X（旧：Twitter）及び公式LINE**によりお知らせします。

（公式X（旧：Twitter）のフォロー・LINEの登録は13ページ＜情報コーナー＞をご参照ください。）

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、各機関が発行する遅延証明書等を提示するなど、状況の確認ができるようにしてください。

● 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

● 令和5年度実施結果

試験区分(注)	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）
事務	2,587	282	9.2
技術	205	96	2.1

(注) 事務は行政・行政(教養型)・行政(プレゼンテーション型)・情報の合計
技術は土木・建築・機械・電気の合計

詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

● その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

(代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。)

(2) 本市職員で受験を希望する方

ア 会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員

受験資格を満たす場合は、この試験案内に従って申し込みをしてください。

イ 上記以外の本市職員

所属長を通じて手続きをすることとなります。所属長へ申し出をしてください。

(3) 第1次試験会場

第1次試験会場は、市内の大学等を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。

また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

＜情報コーナー＞

◇ 名古屋市職員採用ナビを公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員のインタビューを掲載しています。
ぜひご覧ください！

<https://www.recruit.city.nagoya.jp/>



◇ 「名古屋市職員総合案内-技術職-」について

名古屋市の技術職の魅力ややりがい、
業務内容などを掲載したパンフレットです。ぜひご覧ください！

<https://www.city.nagoya.jp/jinji/page/0000046200.html>



◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

試験についての「よくある質問」も掲載しています。
ぜひご覧ください！

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/65-21-0-0-0-0-0-0-0.html>



◇ X（旧：Twitter）（@名古屋市人事委員会）について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています。
フォローをお待ちしております！

https://twitter.com/nagoyashi_saiyo



◇ 名古屋市公式LINEについて

人事委員会の実施する採用試験等の情報を配信しています。
お友達登録後、受信設定画面から「職員採用情報」カテゴリを登録して
ください。未登録の場合、配信されるメッセージを受信できません。

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000147769.html>



第1類採用試験【行政（プレゼンテーション型）】実施方法について

1 試験について

- ・ 事前に与えられた課題について、プレゼンテーション資料を作成・提出していただきます。
- ・ プレゼンテーション資料の作成・提出は、第1次試験とあわせて実施します。
- ・ 第2次試験（個別面接①、個別面接②）では、提出された資料に基づいて、3分間のプレゼンテーションをしていただきます。
- ・ プレゼンテーション後、その内容及び受験申込時に入力した自己紹介書をはじめとした全般的な事項について、質疑を行います。
- ・ 質疑の内容は、プレゼンテーションに限定されるものではありません。

2 プレゼンテーション課題

あなたが直近3年間でチャレンジしたことについて、A4用紙（片面）1枚以内にまとめてください。

3 プレゼンテーション資料の作成・提出について

- ・ プレゼンテーション資料は、白紙のA4用紙に、60分間で作成していただきます。
- ・ A4用紙は、折ったり、破ったり、切り貼りしたりしてはいけません。
- ・ 資料作成時に持ち込むことができるものは、時計（スマートウォッチ等は不可）、鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴムのみです。鉛筆以外の筆記具や、事前に準備した資料などを持ち込むことはできません。
- ・ 提出資料は、当人事委員会事務局で白黒印刷します。資料作成時には、自分に合った鉛筆をご用意ください。ただし、資料が必要以上に汚れないよう、鉛筆として使用できるのはHB以上3Bまでの黒鉛とします。
- ・ 資料の作成にあたっては、他者のプライバシーや著作権に配慮してください。

4 提出資料の取扱について

- ・ 提出資料は、当人事委員会事務局で白黒印刷し、プレゼンテーションの資料として面接官に配付されます。
- ・ 白黒印刷された資料は、第2次試験の面接室で受験者にも配付され、プレゼンテーションを行う前に1分間、配付された資料を確認することができます。なお、配付された資料以外（メモや小道具など）を、面接室に持ち込むことはできません。
- ・ 提出資料は、理由を問わず返却（一時返却を含む。）いたしかねます。予めご承知おきください。

次ページあり

5 受験申込の注意事項について

- ・ 受験申込時に、基本事項の入力のほかに、自己紹介書の内容の入力と、証明写真のアップロードをしていただきます。
- ・ 申込時に提出された自己紹介書及び証明写真は、第2次試験以降に使用します。

(1) 自己紹介書の内容について（一例）

- ・ 本市で働くにあたり、活かしたいスキルや経験（その他希望する職務など）
(200字程度)
- ・ 部活動・アルバイト・これまでの職務等、あなたが組織の一員としてその目標達成に向けてどのようなことを心掛け、またどのようなことに取り組んできたか
(500字程度)
- ・ 趣味・特技（極めていること・自慢できること）
(200字程度)

(2) 証明写真の規定について

- ・ 6か月以内に撮影した、脱帽、正面顔写真が必要です。
- ・ 縦：横＝4：3の比率に近い写真を使用してください。
- ・ アップロードできるファイル形式は、jpg、jpeg、png のみです。
- ・ アップロードする証明写真は、写真票に貼付する写真と異なっても構いません。なお、写真票は、受験票と一緒に発行されます。写真票に貼付する写真の規定については、写真票が発行され次第、ご確認ください。
- ・ その他の規定については、申込画面の指示に従ってください。

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 6 年 2 月 29 日懲戒処分に付した。

令和 6 年 2 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
環境局技師	免職	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号